

○胎内市介護保険運営協議会要綱

平成17年9月1日

告示第75号

改正 平成27年4月1日告示第63号

(設置)

第1条 介護保険に関する施策の企画立案及びその実施が、市民の意見を十分に反映しながら円滑かつ適切に行われることに資するよう、胎内市介護保険運営協議会（以下「協議会」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項について調査し、審議する。

- (1) 介護保険法（平成9年法律第123号）第117条第1項の規定による介護保険事業計画の評価分析又は変更に関する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、市の介護保険に関する施策の実施状況その他介護保険に関する施策に関する重要事項

(組織)

第3条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、それぞれ当該各号に定める数の範囲内において、市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者 1人
- (2) 関係行政機関の職員 3人
- (3) 保健医療関係者 1人
- (4) 福祉関係者 3人
- (5) 介護事業所関係者 3人
- (6) 被保険者 4人

3 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

5 市長は、第2項第6号の委員を委嘱するに当たっては、できるだけ市民各層の幅広い意見が反映されるよう、公募制その他の適切な方法によって選任するように努める

ものとする。

(委員長及び副委員長)

第4条 協議会に委員長及び副委員長各1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選任する。

3 委員長は、会務を総理し、会議の議長となり、協議会を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、必要に応じ、委員長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(部会)

第6条 協議会は、必要に応じ、部会を置くことができる。

(関係者の出席)

第7条 協議会は、会議の議事に関係のある者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、福祉介護課において処理する。

(その他)

第9条 この告示に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この告示は、平成17年9月1日から施行する。

附 則 (平成27年4月1日告示第63号)

この告示は、平成27年4月1日から施行する。